

平成 30 年 4 月 9 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ 米国債 7-10 年 ETF  
(為替ヘッジあり)  
コード番号 1 4 8 2  
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸  
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4930)

### 上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託について、下記の通り約款変更を行うことのお知らせいたします。  
当約款変更につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

記

1. ファンド名 (コード番号)	「i シェアーズ 米国債7-10年ETF (為替ヘッジあり)」 (1 4 8 2)
2. 変更の内容	① ベンチマークの名称を変更いたします。 ② 条文番号の整理を行ないます。 ③ その他文言の整備を行ないます。 (当約款変更の内容の詳細については、以下の新旧対照表をご参照ください。)
3. 変更の理由	① インデックスの名称変更に伴うものです。 ② デリバティブ取引等に係る投資制限および信用リスク集中回避の投資制限の記載場所を変更するものです。 ③ 「社債、株式等の振替に関する法律」の名称およびその略称を整備するものです。
4. 届出の予定日	平成30年4月11日
5. 約款変更日	平成30年4月12日

約款 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">- 運用の基本方針 -</p> <p>(略)</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>F T S E</u>米国債 7-10 年セレクト・インデックス (国内投信用 円ヘッジ円ベース) (以下、「対象指数」といいます。) の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p> <p>2. 運用方法 (1) ~ (2) (省略) (3) 投資制限 ①~③ (省略) ④ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u> ⑤ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行いません。</u> (以下省略)</p>	<p style="text-align: center;">- 運用の基本方針 -</p> <p>(略)</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>シティ</u>米国債 7-10 年セレクト・インデックス (国内投信用 円ヘッジ円ベース) (以下、「対象指数」といいます。) の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p> <p>2. 運用方法 (1) ~ (2) (省略) (3) 投資制限 ①~③ (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[受益権の帰属と受益証券の不発行]</p> <p>第14条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律</u> (以下「<u>社振法</u>」といいます。) の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関 (社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>②~③ (省略)</p>	<p>[受益権の帰属と受益証券の不発行]</p> <p>第14条 この信託のすべての受益権は、<u>社振法</u>の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関 (社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関 (社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。) の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります (以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>②~③ (省略)</p>

<p>(削除) 第27条 <u>(削除)</u></p>	<p><u>[デリバティブ取引等に係る投資制限]</u> 第27条 <u>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし</u>ます。</p>
<p>(削除) 第28条 <u>(削除)</u></p>	<p><u>[信用リスク集中回避のための投資制限]</u> 第28条 <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうものとし</u>ます。</p>

以上